

1 制度一般について

(問 1) ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

(答) 大防法第2条第2項に規定する施設をいいます。具体的には、大防法施行令別表第一に掲載されていた33施設をいいます。

(問 2) 硫黄酸化物（以下「SO_x」という。）を排出し得るとはどのようなことですか？

(答) 現在排出しているかどうかということではなく、SO_xの排出可能（硫黄分を含む燃原料を燃焼できる等）な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

(問 3) 試運転や実験的に使用した分の燃原料や、非常用の発電機などで使用した燃料も申告する必要がありますか？

(答) 申告する必要があります。
事業所において前年中（1月1日～12月31日）に排出されたすべてのSO_x量が申告の対象となります。

(問 4) 1987（昭和62）年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

(答) 1987（昭和62）年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、納付義務者とはなりません。

(問 5) 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

(答) 廃止施設であるか否かは、原則として大防法に基づき「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。
「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

(問 6) ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなりますか？

(答) 1987（昭和62）年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設の一部を廃止または能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で5,000m³/h未満、その他地域で10,000m³/h未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

(問 7) ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなりますか？

(答) 1987（昭和62）年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、それら施設から排出されるSO_x量を算定し、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

(問 8) 施設を廃止し最大排出ガス量の合計が基準未満となっても、申告は必要ですか？

(答) 施設を廃止・休止等により最大排出ガス量が旧指定地域又はその他地域の基準未満となった場合でも、法人格が存続している限り申告は必要です。

施設を廃止し前年の SO_x の排出がなければ、過去分のみの申告となります。

また、施設の廃止・休止等の理由のほかにも、現在分の申告にあたって燃原料の含有硫黄分が少ないとすることにより申告金額がゼロになる場合もありますので、その場合も申告が必要です。

(問 9) 過去分及び現在分の申告金額が0（ゼロ）であっても、申告は必要ですか？

(答) 申告は必要です。

過去分及び現在分の申告金額がゼロであっても、申告されて初めて当年度の申告金額がゼロと判明するため申告は必要です。

(問 10) 施設を廃止（一部の廃止を含む）した場合も申告は必要ですか？

(答) 納付義務者に法人格がある限り申告は必要です。

施設の廃止時期により申告内容が変わる可能性もありますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(問 11) 工場・事業場の過去分累積換算量の変更はないのですか？

(答) 原則として変更はありません。

ただし、納付義務者の1つの工場が分社化して2つ以上の工場となった場合等は、過去分累積換算量を分けることがあります。

(問 12) 現在分の SO_x 排出量が0（ゼロ）の場合でも、算定の過程を示す書類は必要ですか？

(答) 燃原料を使用し計算の結果 SO_x 排出量が0（ゼロ）の場合も、算定の過程を示す書類の提出が必要です。

燃原料の含有硫黄分（以下「硫黄分」という）が0.01%未満の灯油や都市ガス等を使用している場合は年間計欄のみの記載で良いこととしております。

なお、休止、廃止等で燃原料の使用実績がない場合は提出は不要です。

(問 13) 過去分のみの申告となりますが、算定様式や添付書類は必要ですか？

(答) 必要ありません。申告書のみ提出してください。

なお、オンライン申告方式で「算定様式なし用」のWeb入力フォームを新設しましたので、こちらで申告いただくと簡単です。ぜひ、ご利用ください。

(問 14) 申告書や納付書の送付先を変更したい場合は、どのようにすればよいですか？

(答) 「名称等変更届出書」を提出してください。

(問 15) 汚染負荷量賦課金の申告期限はいつまでですか。

(答) 汚染負荷量賦課金の申告は、5月15日までとなります。

なお、5月15日が土曜日又は日曜日の場合は翌営業日までとなります。

(問 16) 汚染負荷量賦課金の納付期限はいつまでですか。

(答) 汚染負荷量賦課金の納付は、

全期分を納付する場合は、5月15日

賦課金額が30万円以上で延納する場合は、

第1期分については、5月15日

第2期分については、8月15日

第3期分については、11月15日

第4期分については、翌年2月15日

までとなります。

なお、各納付期限が土曜日又は日曜日の場合は翌営業日までとなります。

(問 17) 汚染負荷量賦課金は「不課税」と「非課税」のどちらですか？

(答) 汚染負荷量賦課金は、「不課税」になります。

(問 18) 汚染負荷量賦課金に関する書類は何年間保存すればよいのですか？

(答) 完結の日（申告期限：5月15日（土曜日又は日曜日の場合は翌営業日））から5年間保存してください。（公健法施行規程第19条）

(問 19) 事業所が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）へ提出してもよいですか？

(答) 直接ERCAへの提出はできません。

本社でまとめることはできますが、申告書は、必ず事業場ごとに作成して、用紙申告の場合は所定の提出先（汚染負荷量賦課金事務局）に提出してください。

(問 20) ERCAではオンライン申告を勧めていますが、用紙申告では問題があるのですか？

(答) ERCAではオンライン申告を推奨しております。

オンライン申告でExcel雛型ファイルを使用していただくと、使用量、密度、硫黄分を入力するだけで自動的にSOx排出量が計算され、計算誤りを防ぐことができますので、この機会にご検討願います。

なお、燃原料の使用がない等で算定様式の提出が不要の場合は、オンライン申告（算定様式なし用）のWeb入力フォームを新設しましたので、こちらで申告いただくと入力が簡単です。ぜひ、ご利用ください。

(問 21) この制度はいつまで続くのですか？

(答) 公害健康被害補償制度は、大気の汚染等による健康被害に係る損害を填補するための補償を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としております。

認定患者数は制度改正により新たな認定は行われなくなったことにより年々減少し、昭和63年のピーク時約11万人に比べ約3万人まで減少しております。いつまで続くかということについては明確に回答できませんが、患者の皆様には引き続き補償を行

っていく必要があり、患者さんが存在する限りこの制度は維持する必要があると考えられます。

(問 22) 旧指定地域とその他地域の料率格差を9：1とされている理由は何ですか？

(答) 1974年（昭和49年）の中央公害対策審議会において、

- (1) 大気汚染の状態についてみると、大気汚染防止法の最大着地濃度の係数は、指定地域はその他地域の10倍程度となっており、指定地域とその他地域の格差は10：1とすべきである。
- (2) 指定地域の発生源は、負担総額の少なくとも二分の一以上を負担すべきであるという観点からみれば、SO_x排出量の割合は指定地域15%、その他地域85%となっている。

賦課料率の差は少なくとも6：1以上の割合とする必要があることから総合的に判断し、負担割合は最終的に9：1とすることが適当である、との答申がなされました。

(問 23) 汚染負荷量賦課金に過去分賦課金と現在分賦課金が導入された理由は何ですか？

(答) 現在の固定発生源に係る賦課徴収方式については、1986年（昭和61年）の中央公害対策審議会答申「公害健康被害補償法第一種地域のあり方について」で示された考え方に基づくものです。

- (1) 既被認定患者は過去の大気汚染の影響による健康被害者と考えられることから大気汚染の原因者が、その寄与の程度に応じて費用を負担するという考え方により、過去の硫黄酸化物累積排出量を基準にして賦課する方式を基本としつつ、（＝過去分賦課金）
- (2) 大気汚染が進行することが無いように污染防治のインセンティブに留意するとともに、（＝現在分賦課金）
- (3) 負担の公平等に配慮した実現可能な仕組みを考えていくことが適当であるとされました。

なお、法改正後の汚染負荷量賦課金は算定基礎期間を1982～1987年（昭和57～61年）の5年間としてその間の過去分としてのSO_x排出量と各前年の現在分としてのSO_x排出量を基礎として算定することとされており、過去分と現在分の負担割合は、法施行令第33条の定めにより6：4とされております。

(問 24) 申告書、届出書に押印は必要でしょうか？

(答) 2021年度（令和2年度）申告より押印は不要となりました。

(問 25) 申告書類に押印を省略できるとのことですが、押印に代わる手続はあるのでしょうか？

(答) 手続はございません。

ERCAに提出いただく申告書や各種届出書類については、押印がなくても正規な申告書類として受付いたします。

(問 26) 申告書のほかに押印を省略できる書類はありますか？

(答) 申告書以外にも、「名称等変更届出書」、「電子申告等届出書」及び「代理人選任・解任届出書」など、ERCA へ提出する申告関係書類には押印の必要はありません。

(問 27) 押印の無い申告書類を、正式な汚染負荷量賦課金の申告書類として受け付けていただけるのでしょうか？

(答) 押印がない申告書も正式な申告書として受け付けます。
ただし、押印以外の記入事項は、従来どおり適切に記入願います。

(問 28) 社内の手続上、押印がない書類を発出することができないため、押印した申告書を提出しますが、受け付けていただけるのでしょうか？

(答) 押印した申告書でも受付いたします。

(問 29) 申告書に記入した内容を修正する場合、訂正印は必要ですか？

(答) 訂正印は不要です。
申告内容の誤りを訂正する場合は、基本的には二重線で誤りの箇所を削除していただき、余白に正しい文字・数字を記載してください。

(問 30) 申告書への押印廃止により、申告書類をメールやFAXで提出することはできますか？

(答) 現状ではメールや FAX による申告書の提出はできません。
ERCA では、利便性向上のため全面的にオンライン申告を促進しています。算定様式の提出が必要ない事業者については、オンライン申告システムに直接入力できる「Web 入力フォーム」を新設しました。オンライン申告をぜひご検討ください。

(問 31) インボイス制度関係について、納付書またはペイジー（Pay-easy）を使用する際に、適格請求書発行事業者の登録番号の記載（入力）は必要ですか？

(答) 適格請求書発行事業者の登録番号の記載（入力）は不要です。

(問 32) 工場・事業場が被災したため、原始帳票が滅失してしまい5年保存義務が遵守できない状況です。どうしたらよいですか？

(答) 工場・事業場等の被災の実態（原始帳票類の滅失状況等）をお聞かせいただいた上で、個別に対応させていただきます。
賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(問 33) 工場・事業場が被災したが、申告・納付は免除にならないのでしょうか？

(答) 申告・納付の免除はありません。
個別に対応させていただきますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(参考)

公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえて、汚染原因者負担の原則により全国

のばい煙発生施設等設置者が共同で責任を負うとしており、公害健康被害者への補償給付に要する費用について汚染負荷量賦課金でまかなっております。このため、一部の納付義務者について申告・納付の免除を認めることは、費用負担のあり方にかかわることになり適当ではないと考えられます。